

○登録政治資金監査人への周知文書（案）

委員限り

資料A 別紙4

政 適 委 第 号
平成28年 月 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る平成27年12月22日に開催された平成27年度第4回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定するとともに、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても本取組を継続して実施することとし、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等についてお知らせしたところです。（「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成27年12月22日付け政適委第366号））

今般、平成28年2月12日に開催された平成27年度第5回政治資金適正化委員会において、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとしましたので、この点お知らせします。（別添「平成27年度第5回政治資金適正化委員会資料」を参照）

なお、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において個別の指導・助言の対象とした事例等について、参考までにお知らせします。（裏面参照）

今後も、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき、適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

政治資金適正化委員会事務局
TEL: 03-5253-5598
FAX: 03-5253-5584
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(参考) 平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組

1. 個別の指導・助言の対象とした事例

収支報告書(支出に係る分に限る。以下同じ。)について、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があった。

2. 個別の指導・助言の対象とはしていないが、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告のあった事例

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が「平成27年」となっていた。
- ・ 根拠条文が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、その理由や住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・ 領収書等亡失等一覧表を領収書等を徴し難かった支出の明細書(以下「徴難明細書」という。)と誤って記載していた。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

(2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった。
- ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。【※】
- ・ 対象年以外の領収書等の写しが添付されていた(当該年分の領収書等に差し替え、金額も補正)。【※】
- ・ 収支報告書や徴難明細書上で氏名や住所の記載不備があった。
- ・ 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- ・ 領収書等の写しがあるのに徴難明細書に記載されていた。
- ・ 領収書等の亡失を徴難事情としていた。
- ・ 領収書等の写し(振込明細書)に不備があった。
- ・ 収支報告書上に5万円以上の支出のみ明細が記載されていた。

注) 上記2(2)で【※】を付した事例のうち金額に係る不整合があった場合は、平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において原則として個別の指導・助言の対象とすることとした「収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合」に当たります。